

産業構造審議会 知的財産政策部会
第21回意匠制度小委員会
議事録

1. 日時・場所

日時：平成24年11月19日（月）10：00～12：30

場所：特許庁庁舎16階 特別会議室

2. 出席者

大淵委員長、石井委員、内山委員、高野委員、高部委員、茶園委員、永田委員、平野委員、牧野委員、増田委員、水谷委員、柳生委員、吉井委員

3. 議題

- 1) ハーグ協定ジュネーブアクト加盟に向けた我が国の対応
- 2) 画像デザイン保護拡充の基本的方向性について

4. 議事内容

1) ハーグ協定ジュネーブアクト加盟に向けた我が国の対応

・国際出願にかかる手数料はスイスフラン建てとのことだが、為替が変動した場合の取扱いはどうか。

（事務局回答）

・ハーグ協定ジュネーブアクト上、一定の期間に為替変動があった場合は、その変動に応じて、国際出願の手数料が変動する。

・自己指定は、手続と費用の負担がそれぞれ軽減すると考えられるため賛成。商標の国際登録出願（マドプロ）で、英語書面の作成に慣れていることが主な理由である。導入に当たっては、ハーグ協定ジュネーブアクトに関する手続の注意点について、特許庁のホームページ上でユーザーに対して分かりやすいガイドライン等を示すなど周知徹底をお願いしたい。

・個別指定手数料の納付方法と提出すべき図面の要件等について、その方向性に特段異論はない。

自己指定に関しては、以前からこの場で基本的には賛成ではないと意見を述べており、今回は参考資料1-3で弁理士会の意見書を提出している。この場では自己指定について問題がある考える理由のうち、(2)のイを説明したい。

具体的な例を挙げると、日本とそれ以外の国を指定して出願した場合、日本で拒絶になった結果と理由は、国際登録簿で全て記載される。世界一の特許庁の審査だと言われている結論が国際登録簿に全て載ることになるので、他の国で無審査登録されているものは無効理由がある蓋然性が高いことが公になってしまう。これは極めて出願人にとって不利益な事項だと認識している。そのため、自己指定に反対というわけではないが、もう少し不利益等がユーザーに周知されてから自己指定を認めればよく、今これを急ぐ必要はないのではないか。

- ・国際意匠出願について、基本手数料、公開手数料も徴収されることで、結果的に非常に費用がかさむことを懸念している。1件のハーグ国際出願に対する費用負担が妥当な金額になるよう調整していただきたい。

図面の扱いについて、協定の仕組みとして7図以上の図を求めてはならないということだが、例えば動的意匠、特に画像デザインについては動きの前後を図面表現する必要があるため、7図を超えて図面表現する必要性も出てくるのが想定される。その場合に、杓子定規にハーグ国際意匠出願について7図以上を認めないと、動的対応の意匠を十分特定し切れない懸念が生じる。国際出願段階において特定し切れなかった動的対応について、例えば図面を補充して日本国への移行手続を行おうとすると、それが要旨変更になるということで、移行手続自体が却下されることが起きないように、日本国意匠法の枠組みを柔軟に対応できるように御検討いただきたい。

それ以外の新規性喪失の例外、優先権主張の証明書提出、出願変更、自己指定の各論に関しては、当団体では御意見の方向性に特に異存はない。

- ・当会として、提案内容について特段異論はない。今後、制度の細かい調整に当たって、他の加盟国の情報等又は国際事務局との調整状況等の情報をタイムリーに共有していただき、意見を交換したい。

- ・いずれの論点も対応の方向性に賛成。自己指定については、各地で説明会を開催する予定があると資料にあるように、かなり丁寧な周知が大事ではないかと思う。

- ・それぞれの対応の方向性に対して異議はない。その中でも自己指定について、出願人としては、出願方法の選択の幅が非常に広がるため、良いのではないかと。是非とも弁理士会の方々にも御協力いただいて、周知徹底をお願いしたい。

- ・基本方針として、資料1から資料3の内容について異論はない。自己指定に

については、議論があるところだが、基本観としては、出願人自身がきちんと制度を理解した上でメリットを享受する、その部分をきちんと担保できるような説明等に留意いただきたい。

2) 画像デザイン保護拡充の基本的方向性について

・情報機器の画像について、アメリカ、欧州、韓国のいずれも、パソコンやスマートフォン、タブレット端末の画面表示を横断的に一つの権利として保護している。また、中国も検討中であると、事務局から説明があったところ。今回の改正で組み込むことができないと、日本の意匠法は大きく水を空けられる結果になるのではないかと懸念されている。また、これら情報機器の世界で土俵に上がることもできずに、相手の世界で戦う場を失いかねない。特に若い世代が画像デザインでの意匠の活用の機会を失うことになってはならない。ITの世界は目まぐるしく進化を続けており、スマート家電のように登録時には想定できなかった新しい製品が続々と出てくる可能性がある。これらの製品にも同じ画像が表示されるならば、情報機器の画像として保護されるべきである。

前回、平成18年の改正時に、産業界からのサーチ負担の懸念に配慮し画像デザインの保護を極めて限定的にしたという経緯があると聞いている。そして改正後5年で今回の審議、議論に至っていることを踏まえれば、今回の改正で組み込めなければ、今後何年先に改正されるのか、そのときには手遅れになってしまう。

反対の御意見の方も将来を心配してのことだと思う。その中で過失推定による差止請求権や損害賠償の問題があるが、今回の改正案で、情報機器の画像の意匠権が非情報機器に及ばないことになり、情報機器は基本的にアップデートが容易であることから、意匠侵害が発生してしまったとしても対応が素早くできると考えられるため、差止請求の発生は限定的になる。また、クリアランスの点でも評価できる。また、損害賠償に関しても、画像デザインであればそれは製品の一部にすぎず、過大な賠償額となることはまれと考えられる。

その他、従来の特許のようにパテントトロールや標準技術におけるホールドアップ、また、対する裁定通常実施権などやエンドユーザーの保護を考えるなど、さらにはありふれたものの権利化、創作非容易性の判断基準などについてあるが、これらは今後の条文化の過程で明確化することや、審査基準ワーキンググループにおいて検討を重ねていただくことになっている。意匠制度小委員会における議論としては、今、決断のときではないか。今回のそれぞれの対応の方向性に対して賛成するとともに、早急な法制化を望みたい。

・当会は、賛否両論という状況で集約できる状況にはない。賛成意見の中にも、

これまでの説明内容ではまだ不明確な部分があるという意見もあり、引き続き慎重な審議をして欲しい。

例えば、情報機器の画像の定義が本当に明確になっているのか、実施行為が物品の一体性要件の維持と照らし合わせて妥当なのかどうか、審議を尽くしていただきたい論点について、意見書を提出している。

画像デザイン保護拡充の審議は今回で6回目になるが、特に実施行為、あるいは侵害の規定については法律事項なので、審査基準WGで今後進めていくと説明されているが、WGの審議に委ねるものではなく、この小委員会で引き続き審議されるべきと考える。

画像デザインに関する意匠審査基準などの整備や明確化の検討については、今後、具体的な御提案がなされた段階で当会としても改めて意見を述べたいと考えているので、引き続き実現に向けてしっかりと対応していただきたい。

・前回の審議会では、画像デザインの保護拡充を進めるために当会が考える五つの条件を説明したところ。その上で、これまでの審議を振り返ってみると、当会としては画像デザインの保護拡充が日本の産業強化にどういう形で資するのかと観点で検討を進めてきた結果、明確に賛成ということになっておらず、反対意見や時期尚早という意見が併存している状況にある。

意見書を提出しているが、情報機器の外縁が依然としてはっきりしないのではないかと。冷蔵庫の例もあったが、これもアプリケーションを出し入れできるというような範疇に入ってくればやはり情報機器に入ってくるのではないかと。そうだとすると、ユーザーサイドとしてはそれも含めてクリアランスをしなければいけないという懸念があり、情報機器の外縁については引き続き明確にする必要があると思う。そういう点からすると、意見書に記載した審査に関する負担や、我々の先行調査の範囲も付随する懸念として出ている。

もう一つは実施行為である。物品性の一体ということである以上、画像に関する情報や指令、これを電気通信回線を通じた提供を直接侵害としているのは実質的に物品性を外した行為とつながるのではないかと。私どもとしては強過ぎるかと考えている。

また、審査資料についてはクリアランス若しくは審査に関わることなので、文化庁と折衝し、一般公開をお願いしているところだが、残念ながら資料8の対応の方向では引き続き検討するとあるので、もう少し踏み込んだ対応をしていただきたい。

・詳細な説明と、これまでの各種意見を反映していただいた提案に感謝したい。しかしながら、これまでの懸念が払拭するには至っておらず、私どもも賛否を

明確にするのはちゅうちょしている。

具体的には、「情報機器」という概念を今回導入することが、ハーグ協定に加盟して国際的に調和していこうという中で、海外から国外に出願される出願人等々も含めて、その概念は理解できるような分かりやすいものになっているのか。私たち自身も「情報機器」という概念に対して、分かりにくい部分がある。

そこに起因して、次の点について、お願いしたい。1点目は、「情報機器」の定義を明確にする際に、今後さらにそれなりの場と期間を設けて意見を集約化していただきたい。情報機器が定義された後に、従来型物品と情報機器との間でどういう効力関係になるのかということも併せて整理していただきたい。

もう1点は、その関係が明確になったところで策定される審査事例において、従来物品との関係でどのように審査がなされるのか、どこまでサーチをするのか明確にさせていただきたい。

資料等々の収集・公開化等についても、是非とも力強い推進、お言葉をいただきたい。

・提出した意見書のとおり、検討する課題は多少あるかと思うが、基本的には拡充の方向性について特段異論はない。

・基本的に大賛成。ようやく画像デザインが知的財産の中に組み込まれたと感じている。知的財産としての画像デザインは非常に重要なポイントであり、日本の産業の中で国際競争力に上手く使われたらよいと思っている。

ただ、今回の拡充の方向案の中で、情報機器の画像に関してタブレット、パソコン、スマートフォン、情報端末その他となっているが、OSがやりとりできるとかできないとかいう話になってくると、難しいのは、例えば体重計がコンピューターと結びついて、最近はカロリー計算などもコンピューターと体重計双方で管理することができる機種がある。それが上位機種では可能で、下位機種はパソコンとはリンクしていないなど、同じような画面を使いながらも異なる物品があるため、体重計とittedただけでも、情報機器と捉えるか、そうではないというのは、時代性の変化の中で難しいところがある。物品の種類定義について周知をし、事前の検討を小まめに予測しながらしなければいけない。前広に御検討いただきたい。

・まず全体の方向性について、賛否両論いずれの意見にも、それぞれ置かれている立場から根拠があるものと理解している。その上で、画像を含む関係するところの産業構造は現在急速に変化していることは軽視すべきではないと考えている。また、国際的にも意匠制度がこの点をめぐって大きく変更されてきて

いることも無視するべきではない。そのため、ここはひとつ意匠制度の変更に
向けて努力すべき時期ではないかと個人的には考えている。

法制度の関係について、新しい物品概念として「情報機器」を導入した場合
に、これに何が含まれ、何が含まれないのかという定義や包含の関係の問題が
実務的には非常に大きい。仮にこの点がクリアになったとしても、次に出てく
る問題は、実施行為をどうするかということ。

現行意匠法第2条第3項に製造・譲渡に関しては「意匠にかかる物品を製造・
譲渡すること」と規定されている。情報機器を新しく概念として導入する一つ
のメルクマールは、製品を販売した後に事後的に画像データや画像プログラム
をダウンロードして使用するということが念頭に置かれている。これを前提に
したときに、意匠にかかる物品の製造・譲渡が何に当たるかという、真っ先
にくるのは情報機器そのものに当該データ、プログラムをダウンロードして、
インストールして記録することだろう。今回提案いただいている実施行為は、
その一歩手前、情報機器自体にインストールするのではなくて、情報機器では
ない記録媒体へ保存すること、あるいは電気通信回線を通じてデータとかプロ
グラムを送信することだろうと思う。確かに、このことを含めて考えていかな
いと、事後的なダウンロードなどに対する効果は意匠権として出てこないの
で、必要だと思うが、現行の2条3項、つまり意匠にかかる物品の製造・譲渡との
関係で、何の工夫もなく直ちにそれが現行規定の実施行為に含まれてくるのか
と言われると、そこは考えざるを得ないという部分もある。

そういう意味で、実務的な必要性は理解しつつも、現行の規定ぶりから直ち
に取り込める実施行為なのかどうか、両者の調整についてはさらに検討してい
ただくことが必要ではないか。

・基本的に保護する方向性は賛成だが、その前に実施行為に関して確認したい。
情報機器の画像を保護するときに、仮に現在の2条1項の意匠の定義をこのま
ま維持して、すなわち意匠というのは物品の形態であるとする、情報機器の
画像はどうなるか。

私自身は、情報機器の画像を物品として考えられているのではないかと思う。
例えば欧州のグラフィカル・ユーザー・インターフェースやプロダクトと同じ
ように取り扱われるのではないか。つまり情報機器の画像を流通させる行為と
いうのは製造や譲渡等に当たる。この点では特許というプログラムと同じよう
に取り扱われるのではないか。それでは意匠が物品の形態だとするとこの場合
の形態は何かというと、結局情報機器の画像である。そのため、情報機器の画
像というのが物品でもあり、物品の形態でもあると構成されるのではないかと
思っていたところ、この点の理解が正しいか確認させていただきたい。

(事務局回答)

・物品を情報機器として整理していくこと、情報機器の画像を物的に取り扱うこと、両方あり得ると考えている。法制的に今後そうしたところを詰めていくことによって、実施をどのように変えていくかという点についても変わり得ると考えている。

・基本的な方向性について賛成。また、前回の審議会で示された案よりもさらに情報機器等について改善された案を示されている。定義等は法制化の段階で詰めていくと思うので、それをきちんとやっていただくことによって、ようやく日本の意匠法も世界標準並みになると思います。

一番の問題である、実施行為については、資料に挙げられている点は妥当であろう。ただ、従来の意匠の実施行為と少し広がっているところはやむを得ず、その辺りをどのように立法するか非常に重要になってくる。

・画像デザインの保護拡充に賛成。画像デザインの保護という点で、日本よりも先行していると思われるアメリカや欧州の最新の状況を前回までに事務局からその調査結果の説明があったところ。私はその説明を聞いて、特に混乱もなく機能しているのだという印象を受けた。ITの世界がこれだけ急速に進歩している現状を考えると、今回の改正によって世界に追いついていかないと、日本の意匠法が世界で取り残されるのではないかと危惧している。是非とも保護拡充の方向で進めていただきたい。

・先ほど申したように、私も基本的に保護拡充することに賛成。各国と比較して日本は保護されていない領域がかなりある。現在保護されていない領域についても、少なくともある程度保護のニーズがあることから、保護する方向で考えるべきと思う。ただし、現状に関する説明として組み込み型とアプリ型と分けられ、現在日本では組み込み型が保護されて、アプリ型は保護されないと説明があったが、私自身は、出願をする段階でそれが組み込み型なのかアプリ型なのか特許庁では判断することはできない、つまり、画像そのものの性質によるのかもしれないが、権利者がどう使うかによるため、組み込み型は保護され、アプリ型が保護されないといっても、現実には権利者がアプリ型で使うものについても結局は保護が発生することになっているのではないかと。他方、アプリ型を保護しないとすると、被告側が類似の意匠を組み込み型に使う場合には侵害になり、アプリ型に使う場合は侵害にはならないと帰結するのが首尾一貫しているが、必ずしもそのようには理解されていないように思う。もし類似の画像を使う行為が侵害になるとすれば、結局のところ組み込み型、アプリ型の区

別は現状では行われていないので、いずれについても真正面から保護することを明確化するほうがよいのではないか。

私がおそらく物品を情報機器の画像と考えているのだらうと思ったのは、資料5の6頁の間接侵害と直接侵害の部分で、電気通信回線を通じた提供というのを直接侵害で捕捉するとあるので、こういう結論を導くためには情報機器の画像そのものを物品と言わざるを得ないのではないかと考えたため。そうではなくて情報機器を物品とするということであれば、補論の一番上の「・」のところが間接侵害で不十分ということであれば、間接侵害の問題を考える必要があるのだらう。いずれにせよ、「情報機器の画像」という新たな方法をとることが、必要性なり適切性なりの説明が十分ではないと感じる。「情報機器」という言葉を聞くと、情報を取り扱う機器だらうとぱっと思うが、ここでは利用者が需要に応じて任意の機能を容易に追加することができるもの、つまり外からプログラムなどいろいろ入ってくるという捉え方をしており、それをメルクマールに考えているのだとすると、「情報機器」という表現ははたして相応しいのだらうか。普通の「情報機器」という言葉を使ってイメージするものとは少しずれると思う。パソコンやスマートフォンのように具体的に世の中に存在している物品とは異なる情報機器という定義を設ける必要性が分かりにくい。こういう定義を使う一つの理由は、今の画像の創作実体が機器横断的になっていることが挙げられる。機器横断的に利用されとしても、例えばスマートフォンの画像として保護を与えておいて、類似の範囲で保護を他物品に及ぼすという方法も考えられ、その方法が十分ではないことを説明する必要があるのではないか。あるいは、「情報機器」という言葉を使うことが、物品との不可分一体性との関係で、ある種ドグマのようなものを打破するために用いられるとすると、先ほどの意匠の定義の物品の形態ということから組み込み型しか保護されないという、そこまで物品の形態という定義が及んでくるのか、考える必要があるのではないか。

また、「情報機器の画像」を保護すると、権利対象は何になるのだらうか。現行法では、画像図によって、表示画面・外縁が分かるため、そこで権利対象が明らかになる。情報機器の画像を保護対象にすると、同じようなことになるのか、あるいは実線部分だけが対象になって、点線部分や表示画面の外縁が示されないことになるのか。私自身は現行法どおり画像図のようなもので出させることが望ましいと思う。新たな制度を導入するにしても、現状と同じようにすれば、それほど混乱が起こらないのではないか。

・「情報機器」の概念を導入して「情報機器の画像」を意匠権として権利設定可能とするという方向性については反対。参考資料3の3・4頁に当業界の意見

書をまとめて出している。基本観として、「情報機器」及び「情報機器の画像」という概念については、テクニカルな議論はあろうが、もともと物品との一体性要件という部分について、多数のユーザーから維持して欲しいという声があった。その点について、方向性案は解釈論も含めてかなり従来の考え方から出ているので、ユーザーの声をきちんと拾っておらず、これらの要件を実質的に担保できないという事態を懸念している。

その上で、幾つか各論はあるが、どうしても情報機器の画像という概念を使う必要があるれば、今議論されている情報機器に該当する機器の範囲を小型の画面であるスマートフォンのレベルにとどめていただきたい。事務局の説明では、機器横断的に共通して開発されているとあったが、それぞれ別個に開発されていることのほうがむしろ多い。そういう意味では、切り分けの対象として、画面の大きさが違うことによって開発の自由度が違う、あるいは創意工夫を盛り込める度合いが違うという意味で、小さい画面であるスマートフォン、こういった小型の画面つきの端末の場合に認めるという形の情報機器の扱いをしていただきたい。

また、コンシューマー向け、エンタープライズ向けのソフトウェアは、利用場面も、そして画像デザインが付加価値として訴求される場面も異なるので、そこを切り分けるような法の在り方を考えていただきたい。この部分については法制化が難しいと聞いているが、継続した議論をお願いしたい。

実施の定義に関して、「製造」の定義に該当する行為がかなり広がるため、画面の設計の数が非常に多い我々の業界では、かなり負担が大きくなる。もちろん、クリアランスに関して負担がなくなるように資料7にあるような各種の取り組みについては大いに評価するところであるが、基本的な部分で我々の業界の画面デザイン、設計・開発をするという部分についての自由度が阻害されることは大きく変わりはないため、このままでは容認できない。そういう点で、実施の定義、考え方において、製造行為に関して「過失の推定」の適用除外をお願いしたい。

資料4の諸外国の意匠制度の概要を見ると、事前審査を有し、狭い入り口にして手厚く保護するというスタイルをとっている日本に対して、海外では広めの入り口で保護は厚いとは言えない、薄めの保護になっている。そういったバランスを考えると、保護対象の部分だけ他国にそろえて、民事・刑事の救済の部分について他国とかなりギャップのあるままにしておく、入り口を広くして保護も厚いままとなると、かなり他国と違った保護状況になってしまうことを懸念している。入り口を広げるならば保護の扱いをもう少し薄くする、具体的には過失推定規定をなくすなど、国際的な調和も考えていただきたい。

拡充の方向性については反対だが、今申し上げた部分についてできる限り御

配慮いただきたい。

- ・仮に拡充の方向で条文化することになった場合には、実施行為の内容など、行為規範のみならず、裁判規範としても明確になるよう御留意いただきたい。

- ・物品を「情報機器」とするのが一番分かりやすいが、侵害が十分ではなくなるだろう。「情報機器の画像」という物品を捉えれば、価値判断として侵害としたいものをある程度取り込めるが、果たして情報機器の画像が物品という概念となじむのか、相当議論になり、最終的には添付の意見書のとおり簡単にまとめたところ。これはお願いになるが、法制化の過程、情報をなるべく教えていただきたい。

- ・実施行為に関して、ウェブページの画像を保護対象にした場合、何が実施行為になるのか。著作権ではウェブページに画像を載せると送信可能化あるいは公衆送信になって、資料5の6頁の電気通信回線を通じた提供である譲渡等に当たると思う。例えば、その画像にアクセスしてエンドユーザーのパソコン等に表示される。そこでエンドユーザーがその画像を使う行為を、エンドユーザーの使用行為と捉えていると思うが、その場合の使用の主体は誰か。ダウンロードしたものを使用する行為はダウンロードしたエンドユーザーの行為だと思うが、ウェブページを閲覧されている場合の使用があるとすると、その使用の行為者はエンドユーザーなのか、閲覧させてエンドユーザーに使わせる掲載者なのか。後者だとすると、そもそもエンドユーザーは何ら実施行為をやっておらず、侵害問題は生じないことになる。こうした使用行為の主体について、問題になるのではないか。